

Ⅱ. 日本の現状

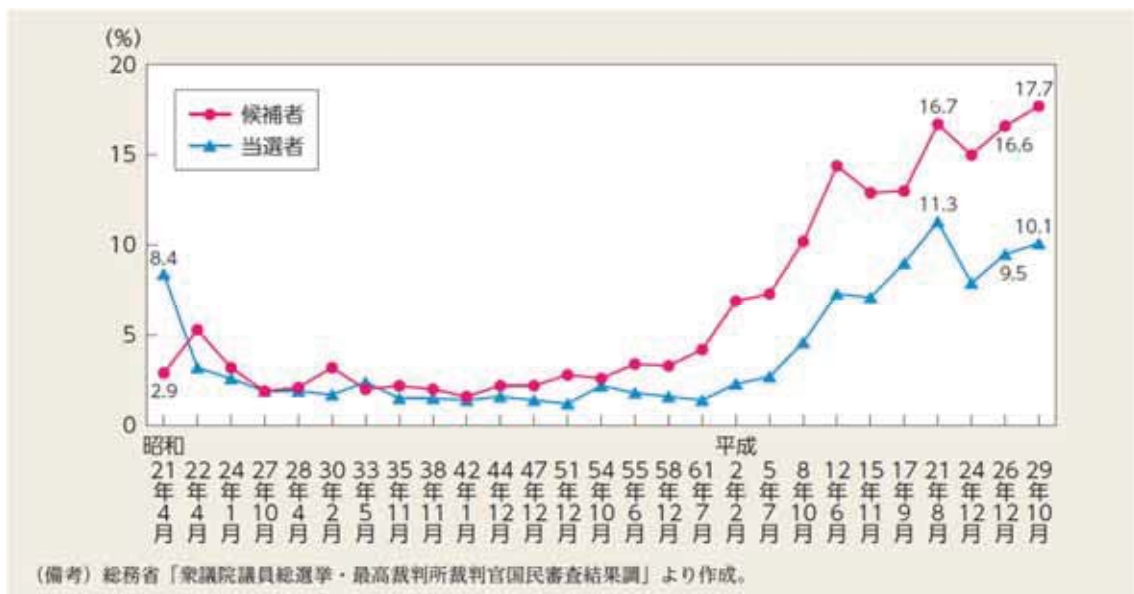
1. 議会の特徴と女性議員比率

1.1 国会議員¹

1.1.1 衆議院

衆議院においては、2017（平成 29）年 10 月に執行された衆議院議員総選挙後、衆議院議員に占める女性の割合は 10.1%（47 人）となっている。次に、衆議院の女性議員の推移について見ると、衆議院議員総選挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移し、1996（平成 8）年（第 41 回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降上昇傾向にある。そして、衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、1986（昭和 61）年以降上昇傾向にあり、2017（平成 29）年 10 月に執行された総選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高となり、当選者に占める女性の割合は、2009（平成 21）年 8 月に執行された総選挙に次いで過去 2 番目に高い割合となった（図表Ⅱ-1-1-1）。

図表Ⅱ-1-1-1 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



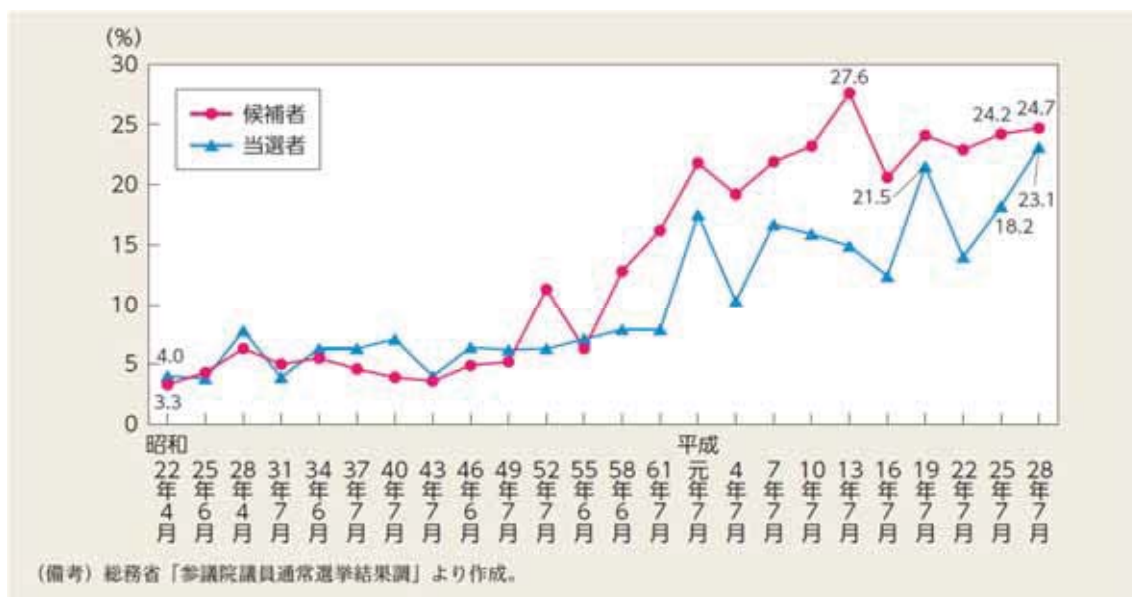
(出典) 内閣府男女共同参画局「Ⅰ－１－１ 図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、96 頁
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf

¹内閣府男女共同参画局「第 1 節 国の政策・方針決定過程への女性の参画 第 1 節 国の政策・方針決定過程への女性の参画」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、95-96 頁
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf
(最終閲覧日：2019（平成 31）年 2 月 13 日)。

1.1.2 参議院

参議院における国会議員に占める女性の割合について見ると、参議院においては、1947（昭和 22）年 4 月（第 1 回選挙後）の 4.0%（10 人）からおおむね上昇傾向にあり、2016（平成 28）年 7 月執行の参議院議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は 5%ポイント増加し、2018（平成 30）年 2 月現在で 20.7%（50 人）となっている。次に、参議院の女性議員の推移について見ると、参議院においては、1947（昭和 22）年 4 月（第 1 回選挙後）の 4.0%（10 人）から概ね上昇傾向にあり、2016（平成 28）年 7 月に執行された参議院議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は 5%増加し、2018（平成 30）年 2 月時点で 20.7%（50 人）となっている。そして、参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合を見ると、昭和 50 年代後半以降上昇傾向にあり、2016（平成 28）年 7 月に執行された通常選挙では、候補者に占める女性の割合は 2001（平成 13）年 7 月に執行された通常選挙に次いで過去 2 番目に高く、当選者に占める女性の割合は過去最高となった（図表 II-1-1-2）。

図表 II-1-1-2 参議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

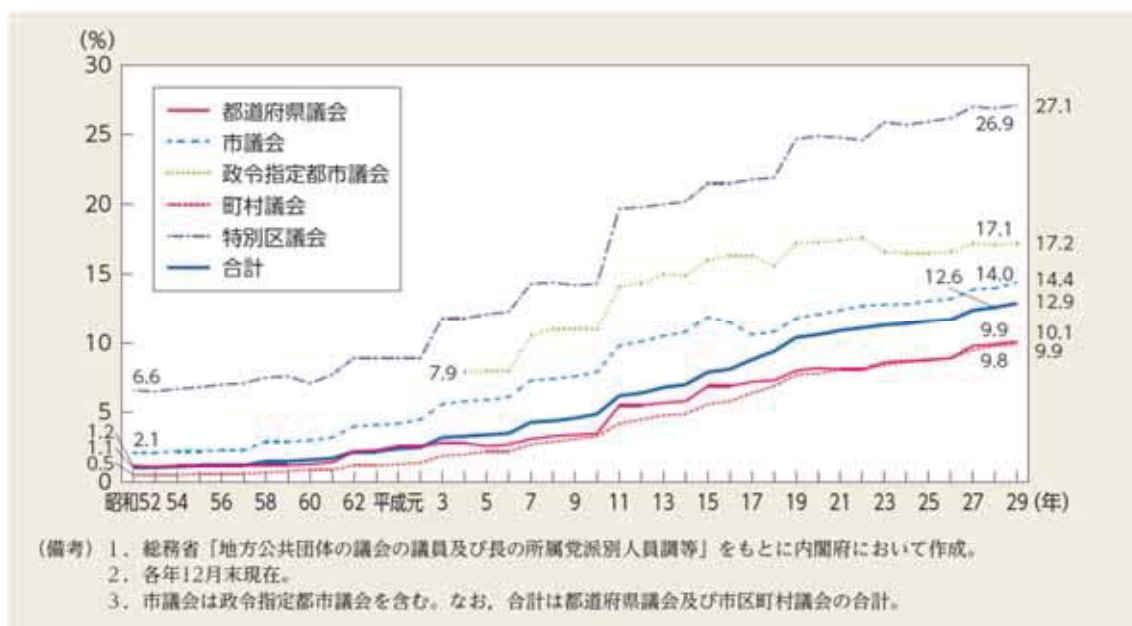


(出典) 内閣府男女共同参画局「I-1-2 図 参議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、96 頁
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf

1.2 都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員

都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員に占める女性の割合²を見ると、2017（平成 29）年 12 月末現在において、都道府県議会（10.1%）、市議会（政令指定都市を含む。以下この章において同じ。）（14.4%）、政令指定都市の市議会（17.2%）、町村議会（9.9%）、特別区議会（27.1%）となっている（図表Ⅱ-1-2-1）。都市部で高く郡部で低い傾向にあることがうかがえる。全ての都道府県議会に女性議員がいるものの、30%以上の町村議会ではいまだに女性議員が一人もいない状況となっている。

図表Ⅱ-1-2-1 地方議会における女性議員の割合の推移



(出典) 内閣府男女共同参画局「Ⅰ－Ⅰ－6 図 地方議会における女性議員の割合の推移」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、99 頁

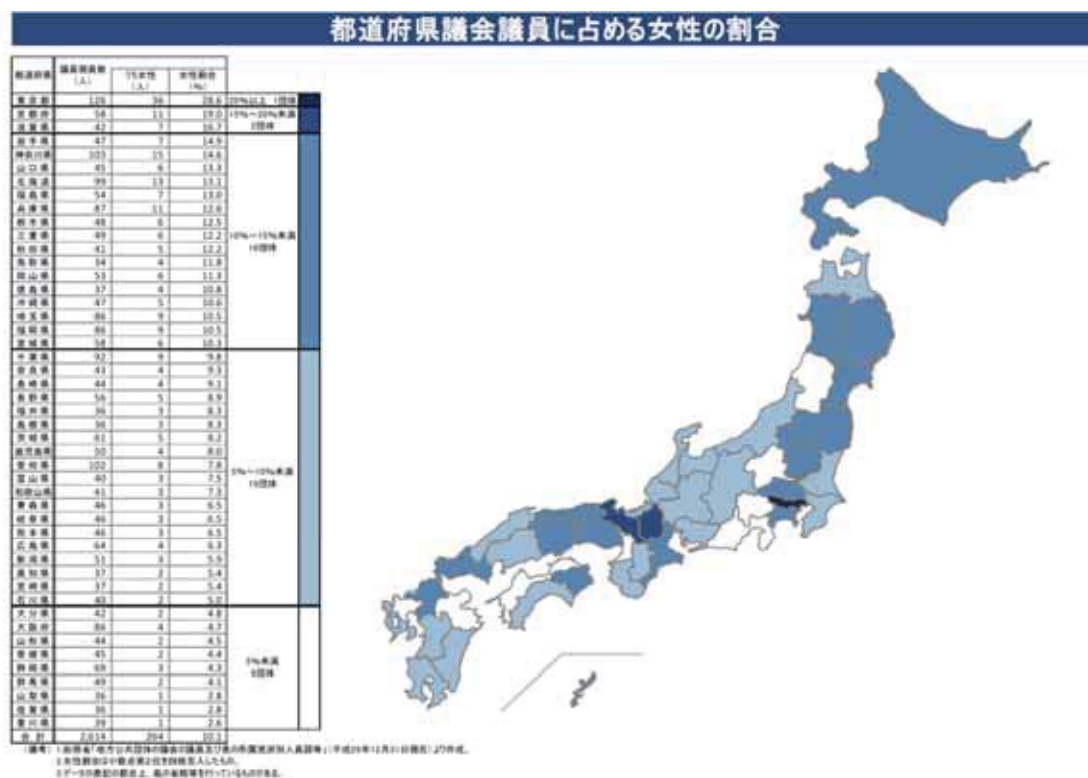
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf

さらに詳細に見ると、都道府県議会に占める女性の割合については、全体に対して女性議員が占める割合が 20%以上であるのが 1 団体（東京都）であり、15%以上 20%未満であるのが 2 団体（京都府、滋賀県）であり、10%以上 15%未満であるのが 16 団体であり、5%以上 10%未満であるのが 19 団体であり、5%未満であるのが 9 団体であった（図表Ⅱ-1-2-2）。

²内閣府男女共同参画局「第 1 節 国の政策・方針決定過程への女性の参画 第 2 節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画」『男女共同参画白書 平成 30 年版』2018（平成 30）年、98 頁

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf
（最終閲覧日：2019（平成 31）年 2 月 13 日）。

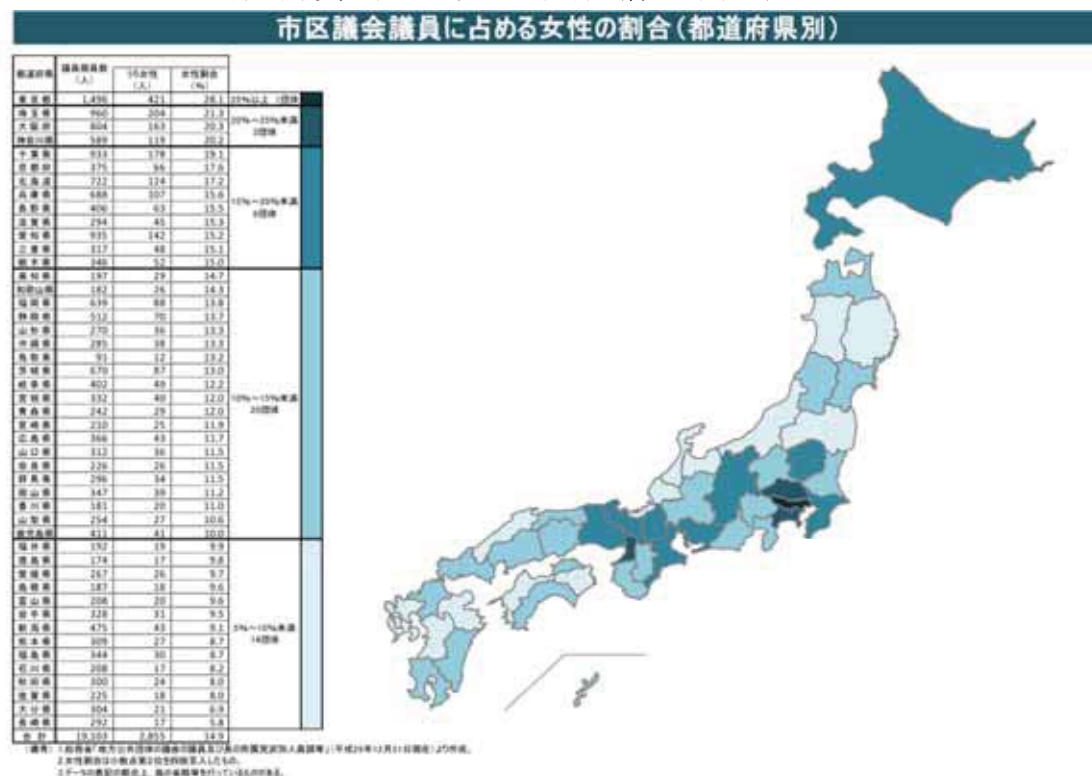
図表 II-1-2-2 都道府県議会議員に占める女性の割合



(出典) 内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」(平成30年12月作成)、3頁
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

また、市区議会に占める女性の割合については、全体に対して女性議員が占める割合が25%以上であるのが1団体(東京都)であり、20%以上 25%未満であるのが3団体(埼玉県、大阪府、神奈川県)であり、15%以上 20%未満であるのが9団体であり、10%以上 15%未満であるのが20団体であり、5%以上 10%未満であるのが14団体であった(図表 II-1-2-3)。

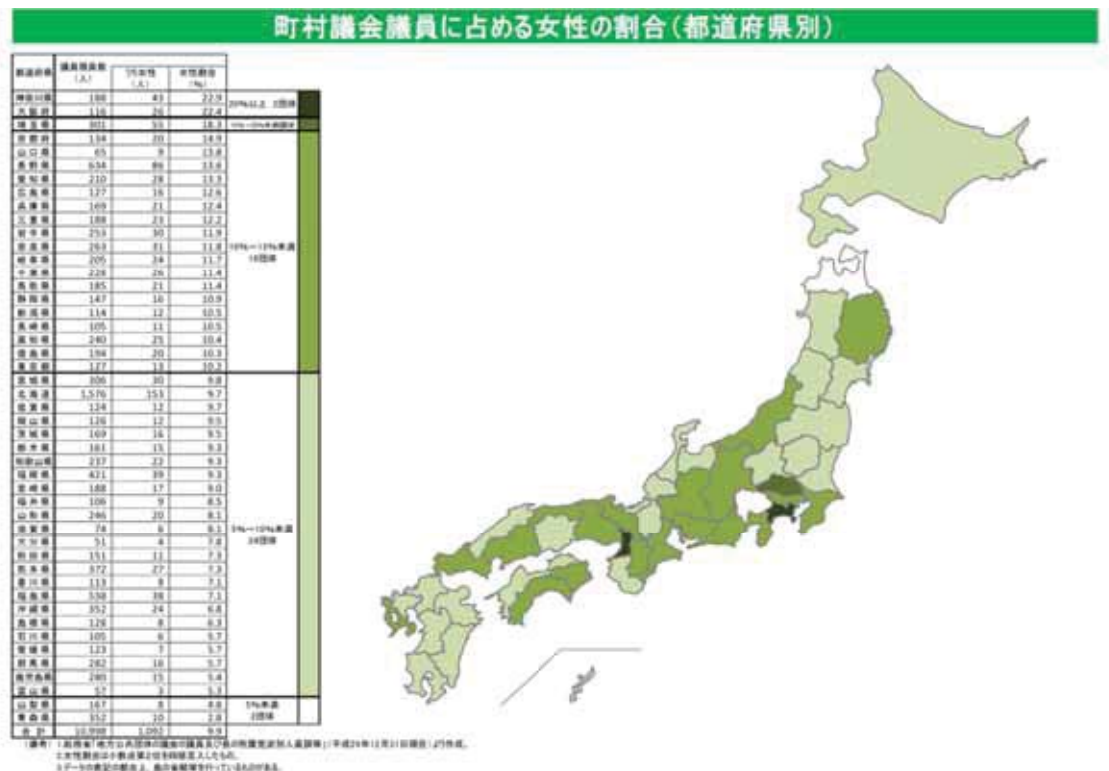
図表 II-1-2-3 市区議会議員に占める女性の割合（都道府県別）



（出典）内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」（平成30年12月作成）、4頁
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

そして、町村議会に占める女性の割合については、全体に対して女性議員が占める割合が20%以上であるのが2団体（神奈川県、大阪府）であり、15%以上 20%未満であるのが1団体（埼玉県）であり、10%以上 15%未満であるのが18団体であり、5%以上 10%未満であるのが24団体であり、5%未満であるのが2団体（山梨県、青森県）であった（図表 II-1-2-4）。

図表Ⅱ-1-2-4 町村議会議員に占める女性の割合（都道府県別）



(出典) 内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」(平成30年12月作成)、5頁
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

以上見てきたように、女性議員の割合が30%以上の都道府県はなく、5%以上10%未満の団体が多い傾向にある。このように、我が国の都道府県議会、市区町村議会に占める女性の割合は、多いとは言い難い状況である。

2. 政党等による政治分野への女性の参画に関する取組の状況

2.1 各政党本部による取組

主な政党による政治分野への女性の参画に関するこれまでの取組概要は図表Ⅱ-1-2-5のとおりである。

図表Ⅱ-1-2-5 各政党における政治分野における男女共同参画推進のための取組

政党名	各党における取組
自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> 組織運動本部の女性局が中心となり女性候補者を増やすための活動を行っている。 主として、女性向けの研修会「女性未来塾」を毎月開催し、人材の育成と女性の政治参画を図っている。子育て支援、女性活躍推進、環境や外交といった各種政策の座学だけでなく、ディスカッションやワークショップも取り入れ、女性の政治参加を促している。併せて、立候補を検討している女性向けのアドバイスやサポートも行っている。 地方においては、各地で女性の対話集会を開催しており、草の根レベルでの女性の政治参加を促進している。 女性候補者への支援としては、女性局役員を始め女性国会議員が応援弁士となるほか、女性局として統一的な活動を行うために、政策パンフレット、のぼり旗、ジャンパー・Tシャツなどの活動用ツールを提供している。
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等推進を党の柱に掲げ体現する政党として、政策面、党内ガバナンス、女性候補者の擁立などあらゆる面でジェンダーの視点を取り込むジェンダーの主流化を進めていくとの決意の下、ジェンダー平等推進本部を設置。都道府県連においてもジェンダー平等推進本部（地域版）を設置。 「パリテ（男女半々の議会）」実現のため、地方、国政を問わず、将来的に選挙には男女同数の候補者擁立をめざす。 2019年の統一地方選、参議院選挙に向けて女性候補者擁立プランを策定、実施し、統一選と参議院比例代表選挙については、最低でも女性候補者4割とする。
国民民主党	<ul style="list-style-type: none"> 党の基本政策に「国政選挙へのクオータ制の導入を明記」。 女性候補者比率30%をめざす。 女性の立候補を促すためのリーフレットや動画を作成する等、積極的な広報活動を実施。 地方組織において女性候補者発掘・育成のための政治スクール・セミナー・男女共同参画イベントを開催。女性の公募を実施。 平成11年（1999年）より、新人女性候補を支援するため、通常の公認料とは別に一定の活動資金を支給（「WS基金」制度）。<https://www.dpfp.or.jp/article/200253>
公明党	<ul style="list-style-type: none"> 地方議員においては、地域に根ざして活躍している女性に光をあてて、党の地方組織はじめ各界のあらゆるネットワークから推薦をもらうことで、女性候補がエントリーされるよう努力。 国会議員の場合は専門的な知識を持つ人や、あらゆる分野で活躍している人材を輩出することを念頭におき候補者を選定。 新人の予定候補者に向けて、「候補研修テキスト」を作成し、各都道府県本部や総支部において、勉強会を開催。 女性候補者に対する個別の相談相手を、可能な限り現職の女性議員や議員OBが担当。
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> 綱領で男女の平等、同権をあらゆる分野で擁護し、保障することを掲げている。 女性の政治参加の促進は、憲法と女性差別撤廃条約がかかげる男女平等と女性の地位向上にとって重要な課題であり、人口構成にふさわしい女性議員の実現を重視。さらに男女同数をめざす。 議員相談室や専門分野の雑誌の発行、議員研修会、議員団での学習、活動交流などをすすめることで、議員活動を支援。議員の子育てや介護の問題などについても支援。 選挙費用は党が負担し、議員活動についても必要な場合に財政的支援を実施。
日本維新の会	<p>[国会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案に賛成。 <p>[大阪市]</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア形成支援など女性が活躍できる環境の整備を推進。 女性の活躍促進プロジェクトチームの設置（平成25年7月）。 大阪市女性の活躍アクションプラン策定（平成26年12月）。
自由党	<ul style="list-style-type: none"> 候補者選定において、積極的な女性候補の擁立を目指す。
希望の党	<ul style="list-style-type: none"> 女性の候補者限定の勉強会予定。 女性限定のセミナー開催予定。
社会民主党	<ul style="list-style-type: none"> 各級選挙における女性候補者の発掘、育成と積極的な擁立。 女性研修会や女性政治スクール、女性交流会等の開催。 女性をめぐる様々な課題についての視察や調査、学習会などに積極的に取り組む。 女性が議員活動をしやすい議会環境の整備。

※ 平成30年11月に内閣府が各政党に対して調査した内容を要約したもの

（出典）内閣府男女共同参画局 HP

<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

また、上記の政党の中で、ホームページ等を基にまとめると、次のとおりとなる。

2.1.1 自由民主党³

1955（昭和30）年11月の自由民主党立党時に「党員の資質向上」「人材の発掘、育成」を目的に「中央政治大学院」の設置が構想され、1957（昭和32）年7月に開校した。開校以来、党本部をはじめ全国各地で講演会を開催するなどの教育・研修活動を行い、各地域を担う多くの人材を輩出している。1993（平成5）年には、党機構の改編に伴い、他の党機関と統合され、研修活動を続けてきた。

そのような中、党員教育の一層の充実を求める声が高まり、2001（平成13）年、改めて中央政治大学院が設置され、有馬朗人参議院議員（元東大総長）が学院長に就任、以降、歴代の学院長の教育方針に基づき、各種セミナー、講座、シンポジウム等を開催してきている。2010（平成22）年1月には、都道府県連が独自に主宰する政経塾、リーダー育成塾等を「地方政治学校」（都道府県支部連合会に設置）として党則に位置付け、中央政治大学院と各地方政治学校間との連携を図り、その支援を強化している。

また、2010（平成22）年11月には、異業種勉強会・大学のゼミを対象に開催する「まなびとプロジェクト」、2011（平成23）年6月には登録会員・完全予約制の勉強会「まなびとスコラ」がスタートし、これまで自民党に縁のなかった所謂「無党派層」の方を主な対象に、その参加者と勉強会を共同企画し、継続的に運営、開催している。

さらに、2013（平成25）年3月、大学（院）生、専門学校生を対象に国会議員事務所（秘書）インターンシップを始めて、事務所での実習に加えて、学生同士が交流できるように勉強会や大臣表敬を行うなど、多くの学生に貴重な学びの機会を提供している。

そのほか、女性候補者を支援するための「キャラバン隊」を結成している。

2.1.2 立憲民主党⁴

「女性候補者擁立プラン（第一次）」に基づき、女性候補者公募（通年で募集）を行っている。女性候補者公募を行うことにより、直近の選挙に限定せず、女性候補者の発掘・擁立・

³自由民主党 HP

<https://www.jimin.jp/>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

自由民主党 中央政治大学院 HP（中央政治大学院とは）

<http://daigakuin.jimin.jp/aboutus/>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

産経ニュース 「自民、女性候補者支援の“キャラバン隊”結成へ」

<https://www.sankei.com/politics/news/150210/pl1502100021-n1.html>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

WIN WIN HP（推薦当落状況）

http://www.winwinjp.org/winwin_election/

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

⁴立憲民主党 HP（女性候補者公募の実施について）

https://cdp-japan.jp/information/koubo_20181221

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

育成を恒常的に取り組むために、党としての女性候補者公募を恒常的に実施し、応募者を受け付けるとともに、擁立や候補者育成に繋がる体制を整備している。そして、公募合格者に対しては、改めて出馬を予定する選挙及び選挙区の選定について、個別に相談し、選挙及び選挙区を確定した後、当該選挙区の立憲民主党の地域組織との連携や立候補準備について具体的な内容をサポートしている。

また、立候補準備の一環として、党が企画する「パリテなう」や女子会等への参加を含め、候補者としてのスキルアップの機会を提供し、バックアップ体制等について連携して対応している。

2.1.3 国民民主党⁵

女性候補者比率 30%をめざして、女性の立候補や議員活動の環境整備に取り組むとともに、主として、以下のような女性の政治参画を支える仕組みづくりを進めている。

2.1.3.1 WS基金

男女共同参画社会の実現をめざす党の基本理念に基づき、女性の政治参画を促進し、女性候補者を支援するため、通常の公認料とは別に、新人女性候補者に一定の活動資金を支給する制度。1999年に「民主党女性支援基金」として設立（2004（平成16）年「WS基金」に改称）、これまで多くの新人女性候補者がこの制度を利用して、当選を果たしてきた。

2.1.3.2 新人奨励金

地方議会議員選挙に挑戦をする新人候補者に対して、供託金に相当する金額の貸付けを行う制度。候補者が当選し、供託金が返還された場合に、本人より都道府県連に奨励金同額を返還することとしている。

2.1.3.3 女性議員ネットワーク会議

党の女性議員、候補者等が参加する全国組織「女性議員ネットワーク会議」があり、次の「私たちのめざす社会」の構築に向けて、お互いの経験やノウハウを共有している。

私たちのめざす社会

「女性議員ネットワーク会議」に集う私たち一人ひとは、日本のどこで暮らしていても、女性も男性も性的マイノリティも、子どもも若者も高齢者も、障がいの有無にもかかわらず、一人ひとりが大切にされ、その人らしい人生を歩むことができる「共に生き、支え合う社会」をめざします。

⁵国民民主党 HP（国民民主党は女性候補者比率 30%をめざします！【コウホ（候補）のススメ】）

<https://www.dpfp.or.jp/article/200253>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

2.1.4 日本共産党⁶

女性候補者を擁立する努力とともに、議員の活動についても激励し、支える活動を続けている。具体的には、初当選の議員は、それまでの党活動も職歴も国民運動等の経験も色々であるため、議会で党議員としての役割を果たすためには政策の学習や質問の準備、議会のルールも知る必要があるとして、子育て中の女性議員にもサポートを行っている。また、議員の活動を議員まかせにしない仕組みもある。議会で党議員は1人でも、郡単位や「広域行政区」など適切な単位で議員団をつくり、そこで討議や学習、議案への対応等とともに苦労や悩みを相談するための交流の場をつくっている。党中央委員会の「地方議員相談室」では、議員経験者が相談に応じており、1998（平成10）年から、累計で33,000件の相談が寄せられている。さらに、1987年（昭和62）に党員の募金（1口100円）と一定以上の報酬を得ている地方議員の拠出金による「議員活動援助基金」を創設し、党の連帯を発揮して、月額報酬が26万円に届かない議員を支援している。

2.1.5 社会民主党

党則において、クォータ制の原則を定めている⁷。

2.2 地方組織による取組

本事業では、本調査結果の主な情報提供先となる我が国の政党の実情や課題を把握することで、情報提供内容等の検討に資する情報を得ることを目的として、国及び地方の議会において1期目の女性議員を有する政党の地方組織（それぞれ異なる政党の地方組織〔3組織〕）に対して、匿名を前提としてヒアリング調査を行った。ヒアリングでは、主に、新規立候補者の掘り起こしのための取組内容（女性候補者の掘り起こし、候補者公募についての考え、人材育成、立候補を促すための取組）、選挙活動における支援の内容（特に女性候補者に対するもの）等に関して、聞き取りを行った。ヒアリングの結果の要点としては、次のとおりである。

2.2.1 女性候補者の掘り起こしについて

女性候補者を擁立したいという考えは持っており、内部で候補者を擁立したり、議員や有

⁶日本共産党 HP

<https://www.jcp.or.jp/>（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

日本共産党 HP しんぶん赤旗「女性の政治参加と日本共産党－女性候補者・議員とともに喜びも苦労も共有して」

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-04-20/2015042008_01_0.html

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月19日）。

⁷社会民主党 党則

第3条〈クォータ制の原則〉

本党は、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進するため各議会の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表委員及び各機関の役員に女性や社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保障するよう努めなければならない。

<http://www5.sdp.or.jp/vision/vision02.htm>

（最終閲覧日：2019（平成31）年2月26日）。

識者等を講師として招聘し政治塾も開催したり、その他勉強会や女性議員同士のネットワークを活用したりして、立候補する意思のある人を発掘し、立候補につなげていくよう取り組んでいるが、女性候補者を擁立したいという考えがあっても、候補者の家族の理解や収入面での制約により、うまくいかない場合もある。

2.2.2 候補者公募についての考えについて

公募に頼らずに、自分の力で選挙を戦えるように、地域の中で活躍している人の中でも、ボランティアや支援者が集まり地域から支えてもらえる、あるいは、周囲が議員になってもらいたい人を選ぶのがよいと考えている。

公募のメリットとしては、インターネットを通じて、これまで把握していなかった活躍している人々を、より広く発掘できる点が挙げられる。他方、デメリットとしては、公募により把握した人材は、これまで地域と密着しながら立候補している人と比べると、地域との関わり合いや結びつきが希薄である可能性がある点が挙げられる。

2.2.3 人材育成について

候補者に対する指導としては、勉強会や政治塾等以外に、地元選出の国会議員等が指導することになる。指導においては、意識啓発やノウハウの伝達（メディア対応、ポスター・リーフレットの作成）等を行っている。

2.2.4 立候補を促すための取組について

家族の反対等で、立候補に躊躇している人がいる場合、地域や女性議員のネットワーク、国会議員との交流の場を設けることにより、働きかけを行うとともに、相談への対応、ノウハウの伝達、精神的な支援を行っている。

2.2.5 女性候補者に対する支援の内容について

新人候補者に対しては、選挙事務所設置等の際の要員手配や、街宣車の手配を指導するなど、選挙活動の支援を行う場合はある。その他、金銭的なハードルを克服できるよう、女性候補者及び議員に対して資金面での支援をする場合もある。

3. まとめ

日本においては、徐々に女性議員比率が上昇傾向にあるが、2019（平成31）年1月現在、衆議院の女性議員は47名で、総数に占める割合は10.2%であり、参議院の女性議員は50名で、総数に占める割合は20.7%である。IPUの発表によると、2019年1月時点での世界の女性の国会議員（下院）の議員率ランキングでは、日本の衆議院の女性議員比率は、世界193か国中165位⁸であり、OECD諸国中最下位に位置する。また、日本はG7及びG20の構成国でも最下位である。

このように、我が国において、政治分野において、女性議員の全体に占める割合が依然として高いとはいえない状況において、今後、議会における女性議員比率の向上を図るうえで、各国の政党及び議会並びに国の男女共同参画担当機関等から、既存の文献調査のみでは把握できない先進的な取組事例の経緯や成果等に関して直接聞き取ることにより、今後の日本への示唆を導き出して、具体的な取組につなげていく必要がある。

⁸IPU調べ。下院又は一院制の順位。<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
内閣府男女共同参画局「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」2018（平成30）年、9頁。
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2018/pdf/2018_ir_pr.pdf
（最終閲覧日：2019（平成31）年1月8日）。

参考文献等

<参考文献>

内閣府「男女共同参画基本計画（第4次）」2015（平成27）年12月25日閣議決定
内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」2017（平成29）年12月
内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する
施策の推進状況（平成29年度）」2017（平成29）年12月

<参考 URL>

・報告書関連

内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 平成30年版』2018（平成30）年
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/pdf/h30_genjo.pdf
内閣府男女共同参画局「政策・方針決定過程への女性の参画状況及び地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況について」2018（平成30）年
http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2018/pdf/2018_ir_pr.pdf
内閣府男女共同参画局「全国女性の参画マップ」2019（平成31）年
http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map_all.pdf

・その他（政党等の HP）

国民民主党 HP（国民民主党は女性候補者比率 30%をめざします！【コウホ（候補）のススメ】）
<https://www.dpfp.or.jp/article/200253>
自由民主党 HP <https://www.jimin.jp/>
自由民主党 中央政治大学校 HP（中央政治大学校とは）
<http://daigakuin.jimin.jp/aboutus/>
社会民主党（党則）
<http://www5.sdp.or.jp/vision/vision02.htm>
日本共産党 HP <https://www.jcp.or.jp/>
立憲民主党 HP（女性候補者公募の実施について）
https://cdp-japan.jp/information/koubo_20181221
WIN WIN HP（推薦当落状況）
http://www.winwinjp.org/winwin_election/

<その他（ニュース記事等）>

産経ニュース 「自民、女性候補者支援の“キャラバン隊”結成へ」
<https://www.sankei.com/politics/news/150210/pl1502100021-n1.html>
日本共産党 HP しんぶん赤旗「女性の政治参加と日本共産党—女性候補者・議員とともに喜びも苦労も共有して」
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-04-20/2015042008_01_0.html